

令和 6 年五所川原市教育委員会第 8 回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和6年五所川原市教育委員会第8回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第23号	令和6年7月22日	令和6年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の作成及び五所川原市議会への提出について	令和6年7月22日	原案可決
議案第24号	令和6年7月22日	五所川原市社会教育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について	令和6年7月22日	原案可決
議案第25号 (追加議案)	令和6年7月22日	令和7年度中学校使用教科書用図書採択について	令和6年7月22日	原案可決

令和6年五所川原市教育委員会第8回定例会会議録

日時：令和6年7月22日（月） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和6年第7回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第23号 令和6年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の作成及び五所川原市議会への提出について

第 6 議案第24号 五所川原市社会教育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について

第 7 議案第25号 令和7年度中学校使用教科書用図書採択について（追加議案）

第 8 その他

閉会

◎出席教育長及び委員（４名）

教育長

１番

２番

４番

原	真	紀	
丁子谷		悟	委員
奈良	陽	子	委員
奥山	彩	香	委員

◎欠席した委員（１名）

３番

楠 美 恭 寛 委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課
社会教育課
スポーツ振興課
学校教育課
学校給食センター
図書館

教育部長	藤	原	弘	明
課長	須	藤	淳	也
課長	棟	方	龍	峰
課長	村	元	宏	禎
課長	蒔	苗	勝	久
所長	葛	西		一
館長	山	内		淳

◎職務のため出席した職員（３名）

教育総務課
学校教育課
教育委員会

課長補佐	工	藤		大
課長補佐	三	上	裕	久
事務員	山	田	理恵子	

◎傍聴者（１名）

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が3名、定足数に達しております。これより令和6年五所川原市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、2番 奈良委員、4番 奥山委員を指名いたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期決定についてお諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和6年第7回定例会）

○教育長

日程第3、前回会議録の承認について、御異議なければ承認したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。

はじめに、令和5年度五所川原市教育委員会の事務の点検と評価アドバイザー会議についてです。6月21日金曜日に開催しました。アドバイザーとして、五所川原市連合PTA会長の岩本純子氏、元中央小学校校長の佐々木瑞信氏、青森職業能力開発短期大学校校長の森田順司氏、以上の3氏に委嘱し、アドバイザー会議を実施しました。令和5年度の事業実施状況、事業評価等について貴重な御意見等をいただきました。このことについては、本日の議案にもなっておりますので、後ほど委員の皆様からも御意見等をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、令和6年度第2回西北地区教科用図書採択協議会についてです。7月9日火曜日に、つがる市の生涯学習センター「松の館」で開催しました。令和7年度から中学校で使用する教科用図書について、6月に3日間で開催された調査研究会の報告を聞くとともにそれらを参考にして委員が協議したものであります。このことにつきまして、本日の議案になっておりますので、よろしくお願いします。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5、議案第23号「令和6年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

本件については、6月21日のアドバイザー会議で確認を受けたものを議案として提案しております。

それでは、教育総務課から説明願います。

○教育総務課長

(趣旨及び内容改訂箇所等について、提案事件綴を基に説明した。)

○教育長

それでは、各目標ごとに委員の皆様から質問していただき、担当から回答するという進め方をしていきたいと思いますが、評価報告書に記載されていることを中心に質問していただき、派生的に出てくる質問につきましては、日程第8のその他で質問していただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、議案第23号別冊の7ページから33ページ「1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実」について、質問をお願いします。

○奈良委員

質問はまとめて質問してもいいですか。それとも1つずつの方がいいでしょうか。

○教育長

1つずつでお願いします。

○奈良委員

8ページ、1（1）イ＜計画＞（イ）の五所川原市小学校スポーツデーのことですが、ずっとコロナのため全員がそろうことがなくなって、各学校でリモートでやってきたと思いますが、なわ跳びの時間跳びに挑戦するのはいいんですが、そこからどのような交流が生まれるのでしょうか。

○学校教育課長

交流についてですが、オンラインでつなげて一斉に跳び、自分自身が楽しむこと、精一杯頑張ることはもちろんですが、一生懸命競技する仲間たちを応援し、表彰や感想発表を通して、頑張りをたたえて、お互いの信頼関係や友情をさらに深めていくということとしています。どうしても直接的に交流はできないことにより、様々な課題があることから、今後は実施の有無も含め、検討していく必要があると考えております。

○奈良委員

ありがとうございます。

○奥山委員

15 ページ、1 (2) イで「不登校児童生徒の学校復帰に向け～」とあるが、学校復帰に向けた支援を前提としないという考えを基にという方向性ではなかったのでしょうか。教育支援センターの役割が、学校復帰に向けた支援という観点であるように未だに感じられます。小学生の不登校児の中でも、小学1・2年生でも不登校になっている児童もいますが、通所しているのは小学6年生からということで、そもそも利用しようと思ってもできない雰囲気を感じてしまいます。

小学低学年の不登校児童の場合は、特に保護者が仕事を休んだりして働き方をも変えざるを得ない状況であることから、低学年の不登校児の行ける場所かどうかが重要かと思いますので、どうして小学生が教育支援センターへの通所に至らないのかという点について、今後議題にさせていただければと感じました。

教育支援センターに取り組んでいただきたいこととして、例えば、家から出るのも困難で教育支援センターに通えないような児童へのPC端末を使ったメタバースなどオンラインでのやりとりを使った支援ですとか、自宅への電話連絡、自宅訪問などを通しての家族支援、急に学校に行きたくないとされたときのSOSに対応するなど検討していただければと思います。

○学校教育課長

大きく3つの質問になると思いますが、まず1つ目の「不登校児童生徒の学校復帰に向け～」について、令和4年12月に改訂された生徒指導提要进行をうけ、令和6年度からは、不登校児童生徒に対しての教育支援センターの目的を「原則として、市内の児童生徒のうち、何らかの要因・背景により登校できない児童生徒へ必要な支援や教育相談を行うことにより学校復帰を図る。」となっております。これを今年度最後の文章「必要な支援や教育相談を行うことにより学校復帰を図る。」の部分で、「学習の機会を確保するとともに必要な支援等を行い、社会的自立に資する。」に変えておりました。このことは、学校や児童生徒、保護者にはリーフレットやホームページで周知をしており、センターの指導員も理解しております。これは、文科省通知、令和元年10月25日の通知の中で、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と通知されております。

学校復帰、学校に属するということは、学習する、学ぶ場という選択肢が一つになっているといったところでしたので、先ほども述べたとおり、「学習の機会を確保するとともに必要な支援等を行い、社会的自立に資する。」に変えております。

2つ目になりますが、小学生の不登校児の中でも小学1・2年生でも不登校になっている児童もいる。通所しているのは小学6年生からと、そもそも利用しようと思ってもできない雰囲気を感じるということですが、令和3年度に教育支援センターとなって、令和5年度までで小学校で通所していた児童は、小学校3年生から小学校6年生で5名おりました。中学生が多いので、

小学生が入りにくい雰囲気があるのかもしれませんが、令和6年度では、小学2年生の児童も通所しております。現在は、通所生の人数の関係で、小学生と中学生を分けて授業を実施しております。指導員も、元小学校の教員が2名おりますので、算数、国語のみならず、生活科、図画工作の授業をしております。どうしても市内の不登校者は中学生が多く、支援センターを利用する割合は、中学生が多くなっております。御指摘のとおり、小学生にも配慮ができるように、教室数や指導員を増やすことができれば良いのですが、中央公民館の使用できる部屋数や人件費の現状から、このような運営となっております。

3つ目については、家庭との相談対応や、関係機関との連携、授業、広域化への対応も取り組まれていてありがたいということですが、検討を進めてほしいという点について、例えば、教育支援センターに通えない児童へのPC端末でメタバースやオンラインを使った支援、自宅への電話連絡、自宅訪問での家庭支援、急に学校に行きたくないと言われたときのSOSの対応ということがありました。様々なポイントはありますが、オンラインでの授業については、環境は各学校で整っております。あと、自宅訪問等での支援やSOSの対応といった点についても、様々な連絡手段を準備しております。本日は様々な貴重な御意見をありがとうございます。今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

○奥山委員

ありがとうございました。

○奈良委員

14ページ、1（2）ア＜実績＞（ア）【各学校（スクールカウンセラー）におけるカウンセリング実施状況】の表の中で、スクールカウンセラーのカウンセリング状況で児童生徒も多いのですが教師の相談もとても多いことが気になっています。教師の相談内容はどのようなものがあるのでしょうか。

○学校教育課長

スクールカウンセラーは、児童生徒のカウンセリングを行った後、必ず学級担任と情報共有を行っております。また、その後の児童生徒の様子についても、随時、学級担任とスクールカウンセラーが情報共有を図っております。その情報共有の中で、学級担任自身が、今後の対応についての不安や悩み等も相談していることが教師の相談としてカウントされているため、多くなっております。

○奈良委員

ありがとうございました。

○丁子谷委員

9 ページ、1 (1) ウ<評価>のところか<今後の取組と課題及び方向性>のところに、「結果を受け止め、反省と分析を活用して、次に生かす取組の推進」といった内容の文言を入れてほしいと思います。

それと、<今後の取組と課題及び方向性>の下から2行目、「キーワードとして校内研修」とありますが、その上の行に「校内研修・研究」とあるので、ここも「校内研修」を「校内研修・研究」とするべきではないのかなと思います。

○学校教育課長

9 ページの4行目の文言を「また、取組の検証のためのアンケートを実施し、『その結果を受け止め、反省と分析を活用して次に生かす取組を推進』することができた。」と改めたいと思います。また、<今後の取組と課題及び方向性>で御指摘の「校内研修」の箇所を「校内研修・研究」に変えさせていただきます。

○丁子谷委員

11 ページ、1 (1) エ<実績>の【当市産（地場産品）の食材別購入量】の表の中で、「空白」と「0.00」の表記が混在しているのでどちらかに統一したらどうでしょうか。

○学校給食センター所長

御指摘ありがとうございます。「空白」と「0.00」の表記が混在しておりましたので、表の一番右の「令和5年度」の2箇所が「0.00」となっておりますので、こちらを「空白」に修正いたします。

○丁子谷委員

14 ページ、1 (2) ア<実績>（ア）のところで、市のスクールカウンセラーは7名とありますが、県から派遣されたスクールカウンセラーは何名ですか。

○学校教育課長

県のスクールカウンセラーは6名で対応しております。相談に関しても、市の教育委員会を通して西北教育事務所に要請等している状況です。

○丁子谷委員

ありがとうございました。

○教育長

この6名は複数の学校を担当していて、中には五所川原市だけでなく他市町のいくつかの学校を兼務している方もいるということですね。

○学校教育課長

そのとおりです。

○教育長

分かりました。

そのほかの質問をお願いします。

○奥山委員

16ページ、1（2）ウの＜実績＞と＜今後の取組と課題及び方向性＞のところで、学校からの相談・報告を受けて随時訪問を12回行ったとありますが、どのような内容でどのような指導がなされたのでしょうか。その際にスクールロイヤーの活用に至った事例はあったか。保護者からの様々な要望や苦情等に、学校の組織上人員不足から体制を整えることが困難なことも多々あるかと思いますので、スクールロイヤーの活用ということも今後検討してもらいたいと思います。

○学校教育課長

随時訪問の内容は、大きく分けて3つになります。まず1つ目が、学校教育課だけでは対応が困難であり、関係機関との連携を取らなければいけない児童生徒への対応ですが、今後の対応の仕方や情報共有の在り方の検討・確認です。2つ目が、保護者からの過度な苦情の対応の仕方、その対応の相談です。3つ目が、児童生徒に対する生徒指導への在り方の助言等が挙げられます。

続いて、スクールロイヤーの活用に至った事例についてですが、近年、スクールロイヤーの活用に至った事例は3件ございます。1つ目は、義務教育を受けさせる義務において学習権の保障がままならないケース。2つ目は、子供への指導に関する度重なる過度な要求をしてくる保護者へ対応したケース。3つ目は、長期欠席をしている子供に対しての指導・支援について、保護

者と建設的な話し合いが難しいケース。いずれにしても、法的な根拠を基に対応が必要となったケースとなっております。なお、スクールロイヤーの活用に係る相談については、今年度4月、市内全ての小・中学校にメールで通知済みとなっております。

○奥山委員

ありがとうございます。

○教育長

委員の皆様から次の質問をお願いします。

○丁子谷委員

16ページ、1（2）イ＜実績＞のところで、教育支援センターの通所生は18人とありますが、14ページの2つの表の人数は延べ人数だと思いますが、カウンセリングを受けた人数、不登校になった人数などの実数が見えないため、標記の仕方を検討していただきたいと思います。

○教育長

表記の仕方を検討することと合わせて、実数について今のところ述べられるものがあればお願いします。

○学校教育課長

令和5年度の市全体の不登校児童生徒数は、小学校が37名、中学校が83名、合計120名となっております。学校に復帰できたのは、中学校3年生が2名となっております。もうこの中学3年生は卒業したこととなります。

○丁子谷委員

実際18名のうち7名が上の学校に行きましたということですが、通信とかに行ってる子も入っているのであれば、1年でも2年でもその子がまだ通っているのかどうか把握しなくてもいいんだろうけど、学校教育課だけでも把握しておいてほしいと思いますがどうでしょうか。

○学校教育課長

卒業後の状況については、各高校で中学校を訪問して状況を報告していますので、各中学校では把握できております。それを

学校を通して把握することは可能ではあると思うんですが、4・5月中のみとなっているので、細かく追跡するのは難しいと思います。入学後1学期中の様子であれば、しっかりやっているか、辞めてしまったのかは把握することは可能です。

○丁子谷委員

分かりました。

○教育長

そのほかの質問をお願いします。

○奈良委員

20ページ、1（3）イの＜評価＞のところで、「教師間、学校間でのICT機器の利活用に差異が見られ」とありますが、毎年のように言われてますが、ICT機器を活用するようになってから何年も経っていますが、学校側の問題なのか、教師側の問題なのでしょうか。

それと、タブレットの扱い方についてですけども、故障が多く、修理が必要な台数が多いと聞いていますが、子供たちに対して、今は自分が使っているけど、あくまでも市の物であって、次は別の人が使うということを今一度お話した方がいいのではないかと思います。

あと、夏休みに持ち帰りする学校は何校ありますか。

○教育総務課長

1つ目の学校側の問題なのか、教師側の問題なのかということについては、ICTサポーターの方々にお聞きすると、学校というよりは、先生方の個々の問題である判断としています。一方で、ICT機器はあくまでもツールとして考えております。本来、先生方の授業に効果的にお使いいただければ、これが時間が短かろうが、先生方の労力減少に効果的に使っていただき、子供たちにもいろいろな体験の場、いろいろな視点で御活用していただけたらと思います。一律にデジタル教科書を開いて、それでよしとするのではなく、次の段階で進めていただければと考えております。

2つ目のタブレットの使い方としては、御指摘のとおりで最近特に故意に子供たちが故障させてしまうことがあります。また、授業がすすまないケースとして、子供たちがきちんと基本操作を習得していないことも挙げられます。小さい学年だと特にあり、今年度中に子供たちのスキルアップのために、タブレットの入力の仕方や電源の落とし方などの最低限のプログラムの方を作ってみたいとICTサポーターの方々と話していて、各学校の方へお示しできればと思っております。

最後にタブレットの持ち帰りですが、小学校4校、中学校4校の計8校で持ち帰りしております。

○奈良委員

ありがとうございました。

○教育長

関連して、本日欠席している楠美委員から質問をお預かりしておりますので、代わりに質問したいと思います。

19ページ、1（3）イの＜計画＞のところで、ICT支援員が学習する機会や場所があるのですかという質問です。

○教育総務課長

ICT支援員に対しての研修などはありませんが、一方で、先生方への支援のほかに自学自習でスキルアップすることも立派なお仕事ですと説明しており、業務時間内での空き時間を利用して勉強してくださいとお願いしております。ICTサポーターは3名おりますが、ICTサポーターの田中さんは自学自習により、県内でも数人、全国でも数十人しかもっていない「Google for Education 認定コーチ」という資格をもっているため、一例ですが、弘大の附属の小学校から講師として派遣依頼があり、公務として行っていただきました。このように、ICTサポーターの方々は自学自習で技術の向上に努めておりますので、こちらも支援等してまいりたいと思います。

○教育長

それでは次の質問をお願いします。

○丁子谷委員

19ページ、1（3）ア＜評価＞（ウ）の表題が「各学校施設の計画的な修繕及び維持管理」となっているので、文中の「設備等の修繕を実施することで」の部分に「計画的に」を加え「設備等の修繕を『計画的に』実施することで」とすれば、表題と同じようになるのではないのでしょうか。

○教育総務課長

御指摘のとおりでございますので、そのように修正させていただきます。

○丁子谷委員

お願いします。

○教育長

それでは「計画的に」の追加をお願いします。

ほかにございせんか。

○奥山委員

17ページ、1（2）ウ＜評価＞の【児童生徒の指導状況の推移（発生率）】の表では、その他が小学生11人、中学生13人とありますが、その内容はどのような内容かお聞きしたいです。いじめ・暴力にも軽い重いがあると思いますが、どこからが報告すべきラインなのか周知があるのかどうか。いじめ・暴力を受けた側からの報告なのか、他者からの情報も人数に入れているのか。ただ、どんなに小さくても報告があった時点でカウントするようにしてもらいたいと思っています。

もう1つ、ほかの学級の児童の状況についても、学校内での情報共有として連携が取れているのかという点も質問させていただきます。

○学校教育課長

まず1つ目ですが、児童生徒の指導状況の推移のその他の内訳ですが、小学校では器物破損3名、万引き4名、家出1名、授業妨害・抜け出し3名の計11名、中学校では対人暴力1名、深夜徘徊3名、授業妨害・抜け出し1名、SNSによるトラブル8名の計13名となっております。

続いて、いじめ・暴力を受けた際の報告のラインについてですが、いじめの認知については、いじめ防止対策推進法はいじめの定義にのっとり、本人がいじめだと感じればいじめとして認知しております。毎月、いじめアンケートを実施をするとともに、学級担任や担任以外の教員、養護教諭、スクールカウンセラーの見守り・見取りからのいじめの発見にも努めております。また、本人、その保護者からの訴え、他の児童生徒、その保護者からの訴え、地域住民、関係機関からの訴えによってもいじめの発見に努めております。いじめを認知した場合は、必ず学校内にある、いじめ対策組織に報告し、学校内でも情報共有を行うことになっております。

いじめのカウントの仕方についてですが、例えば6月にA君の訴えからいじめを認知し、また10月にもA君のいじめを認知した場合は、いじめの認知件数は1件となります。つまり、A君のいじめの認知が複数回あっても、1件とカウントされております。これは、文科省の「児童生徒の問題行動等・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」が年度末に1回、それから県の

「生徒指導状況報告書」の年3回によって行われています。この2つの調査内容は、ほぼ同じものとなっております。文科省の調査では、令和17年まではいじめの発生件数をカウントしておりましたが、令和18年から認知件数のカウントに変更となっております。「発生件数」とは被害児童生徒に対して起こったいじめ全てを数えたもので、「認知件数」とは、被害児童生徒に対して起きたいじめの中で1回目に起きたものを数えたものになります。つまり、複数回いじめられた場合、最初のいじめ以外はカウントしないということになります。「発生件数」と表現しなくなった理由は、いじめという行為は、そもそも大人など第三者の目には見えにくく、完全に発見することは不可能で、教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数の一部に過ぎないということからとなっております。単に「数字の多い少ないよりも、積極的に認知し、解消率が高いことが重要」と考えることが求められるようになっていくということになります。

次にいじめを認知してから、そのいじめが解消された状態になるまでについて説明いたします。いじめを認知後、1か月ごとに事後の状況を確認し、そのいじめが解消されるまで、必ず見取りを続けております。いじめが解消している状態は2つございます。1つは「いじめの行為が少なくとも3か月止まっていること」、もう1つは「被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の両方を満たしている必要があります。いじめを正確に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、早期発見、早期対応につながっていきます。いじめを認知し、学校全体で組織的に対応し、必要に応じて指導し、解決につながるということが重要とされております。

○奥山委員

分かりました。

○教育長

ほかの質問はございませんか。33ページまでのところです。

○丁子谷委員

24ページ、1（3）カ＜今後の取組と課題及び方向性＞のところで、「エピペンを正しく使える教職員が多くな」という表現を「エピペンを正しく使える教職員が少ないため」にしてはどうでしょうか。

○学校教育課長

そのように変更させていただきます。

○教育長

それと関連して、楠美委員からもこの部分に対して質問をお預かりしています。
エビペンを使える教職員は、現在どのくらいいるのでしょうかという質問です。

○学校教育課長

現在、入学時等に健康調査を行って対象者のいる学校については、DVDやY o u T u b eなどの映像資料を使用し、対象者が病院から処方してもらったエビペンと同様の形状のエピペントレーナーを使って、年1回程度、全教職員を対象に講習会を実施しております。よって、具体的な人数まではお答えできませんが、対象者がいる学校においては、全教職員が使えるように研修を行っております。

○教育長

ありがとうございました。
繰り返しになりますが、7ページから33ページまでの間で質問はありませんか。

(午後2時21分 傍聴者1名退室のため、以降傍聴者なし)

○奥山委員

26ページ、1(4)ウのところで、学校教育支援員の役割というのは具体的に何か、職務説明はどのようにされているのかという質問です。特別支援学級の生徒が通常学級で授業を受ける際の補助というイメージを持っていますが、職務内容が適切にされているのかを評価するようなタイミングはあるのか。また、研修にて資質向上に努めているのかを教えてください。

○学校教育課長

学校教育支援員の役割は、学校教育の充実や学力向上を図るため、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援等のほか、低学力の児童生徒に対しての学習支援となっております。具体的には、学校長の指揮監督を受け、授業等における学習支援、校内行事等における安全確保の支援、校内における生活指導の支援、その他学校長が学校生活に関して必要と認める業務となっておりますので、学校長が詳細について説明を行っております。

2つ目の職務内容が適切に評価されているかということに関しては、学校教育支援員においては、人事評価を行っております。年度始めに自己目標を立てていただき、年度末には、その達成状況を評価し、最終的には職務遂行能力の評価も行い、職業能力

の育成を図っております。

3つ目の研修にて資質向上に努めているかについてですが、研修を通して資質の向上を図ることは、とても大切なことだと考えております。学校教育支援員は、学校長の指揮監督を受け、教職員等と連携を図りながら、担任などの目や手が届きにくい部分を把握しながら、児童生徒への支援を充実させるのが役割となっています。よって、学校教育支援員は、常に指導にあたる教員の指示の下、支援をしていただいております。よって、本市では、研修は行っておりませんが、先程お話ししました人事評価面談を活用し、業務能力の育成を図っております。

○奥山委員

ありがとうございます。

○丁子谷委員

25ページ、1（4）アイ＜実績＞（ウ）の、「講話を行い、市内小・中学校から63名の教職員が参加した。」のところを「講話を『開催』し、市内小・中学校から63名の教職員が『受講』した。」と文言を修正していただければと思います。

また、（イ）のところでも、「参加者」を「受講者」に修正していただければと思います。

それと、（ウ）の「特別教育支援アドバイザーを任用し」とありますが、何名任用したのでしょうか。

全体的に、会議は「開催」、参加する人は「受講者」といったようにしていただければ分かりやすいのかなと思いますので検討をお願いします。

○学校教育課長

御指摘ありがとうございます。それでは「講話を『開催』し、市内小・中学校から63名の教職員が『受講』した。」というように変えさせていただきます。

○丁子谷委員

あと、（オ）の「就学支援担当1名」のところに「者」を加えて、「就学支援担当『者』1名」に、「参加者は48人」のところは「『受講者』は48人」と直してもらいたいと思います。

○学校教育課長

今のところも御指摘いただいたとおり訂正させていただきます。ありがとうございます。

○丁子谷委員

次に２８ページ、１（５）イ＜実績＞（ウ）の２行目、「情報教育担当者の２名を参集し」のところの「参集」を「出席要請」にしてはどうでしょうか。

○学校教育課長

それでは、御指摘があったとおり「参集」を「出席要請」に修正させていただきます。

○丁子谷委員

よろしくお願いします。

○教育長

ほかにございませندでしょうか。

それではもう１つだけ３３ページまでの間で楠美委員から質問がありました。３０ページ、１（５）オの＜評価＞のところで、児童生徒交流会で発表された案で、実現可能なものはあったかという質問です。

○学校教育課長

交流会では各グループから、「ゴミ拾い大会」「イベントの実施」「ブランド品をつくる」といったプランが発表されておりました。児童生徒会交流会の目的ですが、市内の児童生徒が一堂に会し、郷土芸能の発表や話し合い等による交流活動を行うことで、文化や人・地域の良さを知り、郷土を愛する心情の醸成を図るとともに、未来の五所川原市を担う人材の育成を資する、としております。よって、本交流会では、他校の児童生徒と地域の課題共有や課題解決に向けた意見交換を行いながら、アクションプランを作成することを通して、多様な人々と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造していく力、状況に応じて目的を再構築する力を身に付けてもらうことを目的としておりました。もちろん、プランそのものについての視点も大切な要素の一つになりますが、プランづくりはこの度の本交流活動の目的を達成するための手だてとしてしていますので、どのようなプランであっても、それがお互いに協働的にアイディアを出し合い、作り上げられたものであることが重要であると考えております。

○教育長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ほかにはないので、目標１の３３ページまでについては以上となります。

次に目標２、３４ページから３９ページ「２ 学校・家庭・地域の連携推進」について、質問はありませんか。

○奈良委員

３４ページ、２（１）家庭の教育力の向上のところで、おやこのスペース「ゆったりーの」について、実際は私が会長をやっている「子どもネットワーク・すてっぷ」でやっているんですけども、今年から教育委員会から子育て支援課に移管されましたが、ここの利用者はとても増えていて、就学前のお子さんから小学校のお子さんの居場所づくりということでやっています。月に１・２度、軽い物から深刻なものまで相談が多くなってきているので、こういった場所はなくさないでほしいと思います。また、このような場所がもっと増えたらいいと感じていますのでよろしくお願いします。

○社会教育課長

令和６年度から子育て支援課の方に事業は移管していますが、委員おっしゃるとおり、相談する場所が少なくなっているようですので、このような意見を子育て支援課につないで、事業の方を継続していけるように伝えたいと思います。

○教育長

縦割りではなく、連携というものも大事になると思いますので、これまで取り組んできたものの良さ、ノウハウといったものを連携していただければと思います。

ほかにありますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは次に、４０ページから５５ページまで、「３ 生涯学習・スポーツの推進」に入りたいと思います。このところで委

員の皆様から質問等ございませんか。

○丁子谷委員

4 2 ページ、3 (1) ウ<評価> (イ) では「軽スポーツの事業」となっているが、【各種大会等の開催日、開催場所及び参加者数】の表では、「軽スポーツの集い」となっているので、「軽スポーツの集い」にした方がいいのではないのでしょうか。

○スポーツ振興課長

委員御指摘のとおり修正したいと思います。

○丁子谷委員

よろしくお願いします。

4 3 ページ、3 (1) エ<今後の取組と課題及び方向性>の2行目、「令和8年度からの地域移行の準備を進めて行く。」の文言を「令和8年度から実施の地域移行への準備」にしてはいかがでしょうか。

○スポーツ振興課長

委員御指摘のところは、「令和8年度を目途に移行準備が整った団体から順次進めていく。」に修正したいと思いますのですがどうでしょうか。

○丁子谷委員

それでいいんじゃないでしょうか。

○教育長

ほかにございませんか。

なければ楠美委員からお預かりしている最後の質問になります。

4 1 ページ、3 (1) イ<今後の取組と課題及び方向性>のところになりますが、金木公民館のホールが使用できない状態で、今年の文化祭は開催可能なんではないかという質問です。

○社会教育課長

金木の文化祭を主催している金木文化団体協議会の役員会が4月18日に、総会が6月3日にありました。4月の役員会に出席したときに、金木公民館の大ホールが使えないということで代替施設について、津軽三味線会館の多目的ホールの方へ移動して開催することについて役員の皆さんにお話したところ、その日のうちの指定管理者と協議したいとのことで、とりあえずは津軽三味線会館の方を利用して開会式と舞台発表の方は開催する予定になっております。展示の方は今までどおり金木公民館の大ホール以外を利用して展示するという方向性になっておりました。その役員会の案を基に総会でもお話をさせていただきましたが、皆さんから了承を得ておりましたので、今のところは津軽三味線会館の多目的ホールを利用して開会式と舞台発表、展示は金木公民館を予定しておりますが、今後は、参加している団体と協議していく予定となっております。

○教育長

ありがとうございました。
ほかにございませんか。

○丁子谷委員

48ページ、3（2）ア＜今後の取組と課題及び方向性＞（ウ）の一番上、「改善を行って行く。」は「行っていく。」ではないでしょうか。

○スポーツ振興課長

委員御指摘のとおり、ひらがなに変更したいと思います。

○教育長

スポーツ振興課長から漢字の「行く」のところをひらがなに変更するということでしたが、他課のところでも漢字を使っているところがありますので、今回はひらがなで統一したいと思いますので修正をお願いします。

○丁子谷委員

49ページ、3（2）イの文言で「参加者及び指導者等の安全確保や保険に関する」の「保険」を「保険等」にしてはどうか。

○教育総務課長

こちらは、教育振興計画の主な教育目標となっており、来年度までが計画期間となっているため、「等」付けずに、「保険」

ままとさせていただきます。

○丁子谷委員

分かりました。

50ページ、3（4）＜実績＞＜評価＞のところで、「講演会は2回開催し85人の参加があった。」とあるが、いつ・どこで・誰の講演会だったのか知りたい。せっかく2回開催し、85人も参加があったのだから講師は誰だったといったアピールのためにも、ここに表などの説明があればいいと思いました。

○図書館長

ただ今の御質問と御提案いただきました件について、お手元に講演会の内容を追記した資料を配布させていただいております。講演会の内容ですが、1回目の開催が令和5年11月3日に「読書週間講演会 大相撲よもやま話」という題で、相撲史研究家の今靖之氏を講師に、五所川原市立図書館2階閲覧室で開催いたしました。第1部は「大相撲おもしろ話」、第2部は「レコードで聴く力士の歌声のテーマ」で講演いただいております。参加者は29人でした。2回目は令和5年12月9日に「第2弾大相撲よもやま話」という題で、場所は同じく五所川原市立図書館2階閲覧室。講師にエッセイストの「能町みね子氏」、第1回目と同じ「今靖之氏」のお二方による相撲をテーマにトークショーを開催いたしました。参加者は56人でした。お配りした資料のとおり、表の形で付け加えたいと思っております。

○丁子谷委員

すばらしいです。

○教育長

ほかになれば最後、56ページから62ページ「4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承」に入ります。質問はありませんか。

○奈良委員

最後の62ページ、4（3）ウの文化財ガイドブックについてですが、文化財ガイドブックのデジタル版を学校に配っているということですが、是非、ガイドブックに記載されている場所や史跡などをもっと学校での探求材料として活用してほしいというお願いです。

○社会教育課長

社会教育課で文化財ガイドブックを作成し、ホームページ等にも掲載して文化財の周知等を図っておりますが、ガイドブックの有効活用も含めて、社会教育課内に学芸員が2名いますので、各学校にもチラシを配布して「五所川原市の歴史文化出前授業」という事業を実施しておりますが、そういった事業の中でガイドブックを活用しながら周知をしていきたいと思っております。

○教育長

よろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは全体を通して何かあればお願いします。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員の皆様の御意見を反映して修正したものを提出することに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は委員の皆様の御意見を反映して修正したものを提出することに決しました。

次に日程第6、議案第24号「五所川原市社会教育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

本件について、担当から説明願います。

○社会教育課長

(議案第24号について、提案事件綴を基に説明した。)

○教育長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、追加議案として、日程第7、議案第25号「令和7年度中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。

本議案は外部からの影響を受けないよう、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、本件について公開しないことといたします。

(非公開審議開始) 午後2時58分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書の規定により公開しない
こととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(非公開審議終了) 午後3時02分

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここから公開での会議を再開することになりますが、退出者はありませんでしたのでこのまま会議を続けます。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

その他として何かございませんか。

○学校給食センター所長

(学校給食運営委員会の答申について、資料を基に説明した。)

○奈良委員

給食費はいつからこの金額になるんですか。

○学校給食センター所長

10月1日からになります。

○丁子谷委員

教職員の給食の額はどうなるのか。

○学校給食センター所長

小学校の先生は小学生と同じ金額、中学校の先生は中学生と同じ金額になります。

○教育長

そのほか何かございませんか。

○学校教育課長

(学校閉庁日の設定について、資料を基に説明した。)

○奈良委員

小学校の学童保育はどうなりますか。

○教育総務課長

学校閉庁日でも学童保育はございます。各学校で連携を取って、鍵の方をお預けしております。

○教育長

ほかに何かございませんか。

○学校教育課長

(市内各小中学校における電話対応時間について、資料を基に説明した。)

○丁子谷委員

長期休みになっても日直の教職員の勤務時間は同じですか。

○学校教育課長

基本的に長期休業になっても勤務時間は同じです。行事等があって各学校で対応時間が変更になれば、各学校が保護者に連絡することとなっております。

○丁子谷委員

3時頃に誰もいないということはないですか。

○教育長

現在は誰もいないことは考えられないです。管理職か日直のどちらかは必ずいます。
ほかに何かございませんか。

○スポーツ振興課長

(県民スポーツ大会先行会期実施種目の結果について、資料を基に説明した。)

○教育長

委員の皆様からその他としてほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。
これにて令和6年五所川原市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

午後3時16分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年8月21日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 2番 奈 良 陽 子

五所川原市教育委員会委員 4番 奥 山 彩 香

会議の書記 教育総務課長 須 藤 淳 也